

平成 29 年 2 月 24 日

各 位

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

「スチュワードシップ委員会」の新設 およびスチュワードシップ活動の実効性向上に向けた今後の施策について

三菱 UFJ 信託銀行株式会社(取締役社長 いげがやみきお 池谷幹男)は、日本版スチュワードシップ・コードの改定を見据え、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、平成 29 年 3 月 1 日付で「スチュワードシップ委員会」を新設することを決定しましたのでお知らせいたします。

あわせて、今後順次実施する運用機関としてのスチュワードシップ活動の実効性向上に向けた施策についてもお知らせいたします。

1. スチュワードシップ委員会の新設

受託財産運用における議決権行使やエンゲージメント活動および投資行動が、投資家の利益最大化を確保するために十分かつ正当であることを検証する機関として、「スチュワードシップ委員会」を新設します。本委員会は、独立性・中立性を確保するため、取締役会傘下の組織とし、構成員の過半を社外第三者とします。

本委員会による検証結果については取締役会へ報告するとともに、本委員会として改善が必要と判断した場合は、取締役会に対して勧告を行います。

<スチュワードシップ委員会(概要)>

目的	運用機関としてのガバナンス強化を目的に、受託財産運用における議決権行使やエンゲージメント活動および投資行動が、投資家の利益最大化を確保するために十分かつ正当であることを検証する機関として設置。
構成	委員会は次の3名の委員で構成し、取締役会で選任する。 委員長:独立社外取締役 委 員:アセットマネジメントビジネスに精通した社外有識者、コンプライアンス担当常務役員
審議内容	議決権行使やエンゲージメントおよび投資行動を対象とし、次の事項について調査審議を行う。 ①議決権行使等に係る各方針やルールの適切性 ②各方針及びルールに基づいた議決権行使等に係る各取組状況
開催	年2回開催を基本とし、必要に応じて随時開催
事務局	総務部、コンプライアンス統括部
備考	・ 運用部署における実際の議決権行使の意思決定プロセスにおいて、委員会を代表して、委員が質問や意見を述べることのできる仕組みを設置する。 ・ グループ会社である三菱 UFJ 国際投信株式会社やエム・ユー投資顧問株式会社のスチュワードシップ活動について本委員会に報告する。

2. 運用機関としてのスチュワードシップ活動の実効性向上に向けた主な施策

弊社は同一の組織内に受託財産を運用する部署と法人顧客と直接的な接点を持つ部署を有し、取引において利益相反が起こり得るという前提のもと、これまでもチャイニーズ・ウォールによる徹底した利益相反管理を行ってきましたが、運用機関としてのスチュワードシップ活動の実効性を更に高めるため、次の施策を実行いたします。

<主な施策>

(1) ガバナンス強化・利益相反管理の強化
① 人事異動制限 法人向け営業部署からの影響が受託財産部門における運用部署に対して及ぶリスクを遮断するため、法人顧客と直接的な接点を持つ営業部署に過去5年以内に在籍していた者が運用部署に異動することを禁止いたします。
② 影響力遮断および情報遮断に係るルールの強化 議決権行使および投資判断への影響力行使や非公開情報等を遮断するため、遵守事項を規定上明確にし、影響力遮断や情報遮断の実効性を一層高める措置を講じます。 (主な遵守事項) 原則として、運用部署と運用業務に直接関係のないその他の部署との直接的な接触を禁止します。 また、これらのルールについて、役職員全員に対する研修等を通じて徹底を図ります。
③ 受託財産運用における一連のプロセスに係るモニタリングの強化 議決権行使等の一連のプロセスについて、受託財産部門におけるモニタリングはもちろん、受託財産部門外からのモニタリングも強化することにより、他部門からの影響力遮断および情報遮断態勢の実効性を一層強化します。 (受託財産部門におけるモニタリングの強化) 従来の単一的なモニタリングから、株式保有数の発行済株式総数に対する比率、保有ウェイトおよびエンゲージメント会議資料・議事録の検証等、より実効性を高めるため複数の切り口からモニタリングを実施します。 (受託財産部門外からのモニタリングの強化) 部門外とのメール・電話の内容確認項目を増やし、運用部署への入退室ログの精査等を実施します。
(2) 議決権行使結果の公表の充実
運用機関としてのガバナンス強化を通じたスチュワードシップ活動に係る透明性の向上のため、弊社が運用する国内株式のうち、議決権行使ガイドラインに基づき指図を行った全銘柄に係る議案毎の賛否を開示します。
(3) パッシブ運用におけるエンゲージメント活動の取組方針の公表
パッシブ運用について、一定の基準(低 ROE、時価総額等)を設け行っているエンゲージメント活動の取組方針について公表します。
(4) 運用機関によるスチュワードシップ活動に係る自己評価の充実
議決権行使およびエンゲージメント活動について、方針と結果の振り返りに対する社外第三者の検証を経て、それぞれの自己評価を公表します。

以上